工事名称　長生村役場庁舎等照明設備改修工事

## Ⅰ．工事概要

1.工事場所　千葉県長生郡長生村本郷１番地７７

2.建物概要

| 建物名称 | 構造 | 階数 | 延べ面積(㎡) | 消防法施行令別表第一 | 施設の分類 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 長生村役場庁舎 | SRC造 | 地上3階 地下1階 | 3,038 | | | |
| 長生村保健センター | RC造 | 地上2階 | 1,409 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

3.工事種目（● 印の付いたものを適用し、○ 印の付いたものは適用しない。）

| 建物別及び屋外 / 工事種目 | 工事種別 本庁舎 | 保健センター | | | | 屋外 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ 受変電設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | |
| ● 電灯設備 | ● 一式 | ● 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ● | |
| ○ 動力設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ | |
| ○ 雷保護設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ | |
| ○ 電力貯蔵設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ | |
| ○ 発電設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | 一式 | |
| ○ 構内情報通信網設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ | |
| ○ 構内交換設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ | |
| ○ 情報表示設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ | |
| ○ 映像・音響設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ | |
| ○ 拡声設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ | |
| ○ 誘導支援装置 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ | |
| ○ テレビ共同受信設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ | |
| ○ 監視カメラ設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ | |
| ○ 防犯・入退室管理設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ | |
| ○ 火災報知設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ | |
| ○ 中央制御監視設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ | |
| ○ | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | |
| ○ | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | |
| ○ 構内配電線路 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ 一式 | |
| ○ 構内通信線路 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ 一式 | |
| ○ | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | |

4.指定部分　● 無　○ 有（対象部分　　）
指定部分工期　　年　月　日

## Ⅱ．工事仕様

1.共通仕様
工事発注に関する説明事項書(質疑に対する回答書を含む)、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気工事編)(最新版)」(以下、「改修工事標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「標準図」という。)による。

2.特記仕様
章、項目及び特記事項共に、● 印の付いたものを適用し、○ 印のものは適用しない。

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|
| ● 一般事項 | ● 電気工作物の種類 | ● 事業用電気工作物(自家用電気工作物)　○ 一般用電気工作物 |
| | ● 電気保安技術者 | 本工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者(　発注者　)の任命する監督職員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。 |
| | ● 施工従事者 | 電気工作物においては法令で定める電気工事士とする。契約電力 500kW以上の電気工作物においても、第1種電気工事士により施工を行うものとする。 |
| | ● 化学物質を放散させる建築材料等 | 1.本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする。<br>1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。<br>2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。<br>3)接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ−n−ブチル及びフタル酸ジ−2−エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。<br>4) 1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。<br>2.設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分においては、「規制対象外」とは、次の1)又は2)に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3)又は4)に該当する材料を指す。<br>1)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料<br>2)建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料<br>3)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料<br>4)建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 |

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|
| ● 一般事項 | ○ 県内生産品 | 受注者は、「県内生産品使用状況調査票」を作成し、工事完成時に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。<br>メール送付先：kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp<br>なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等に含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に基づき、その他フォルダに保存し電子成果として提出することとする。 |
| | ○ ワンデーレスポンス | 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。<br>「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち(24時間以内)」に回答するよう対応することである。<br>ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。<br>1)受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。<br>2)受注者は工事施行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 |
| | ○ 適用区分 | 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。<br>○ 風圧力<br>風速　(Vo=　　m/s)<br>地表面粗度区分　(○Ⅰ　○Ⅱ　●Ⅲ　○Ⅳ)<br>○ 積雪荷重<br>建設省告示第1455号における区域　別表　(　　) |
| | ● 機材の品質等 | 1.本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、予め監督職員の承諾を受ける。<br>2.下記の表に機材名が記載された製造業者等は、次の 1)から 6)までの全ての事項を満たすものとし、この証明となる資料又はか部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者名等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。<br>1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること。<br>2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。<br>3)安定的な供給が可能であること。<br>4)法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。<br>5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。<br>6)販売、保守等の営業体制が整えられていること。<br>(表) |

| | 機材等 |
|---|---|
| ● | LED照明(一般屋内用に限る。) |
| ○ | 照明制御装置 |
| ○ | 可変速運転用インバータ装置 |
| ○ | 分電盤 |
| ○ | 制御盤 |
| ○ | キュービクル式配電盤 |
| ○ | 高圧スイッチギア(CW形) |
| ○ | 高圧スイッチギア(PW形) |
| ○ | 高圧交流遮断器 |
| ○ | 高圧進相コンデンサ |
| ○ | 高圧限流ヒューズ |
| ○ | 高圧負荷開閉器 |
| ○ | 高圧変圧器(特定機器) |
| ○ | 交流無停電電源装置 |
| ○ | 太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置) |
| ○ | 監視カメラ装置 |
| ○ | 中央監視制御(監視制御装置) |
| | |
| | |
| | |
| | |

(表記以外に品質等の確認が必要な機材がある場合は記載する。)

| | | |
|---|---|---|
| ● 工事用水 | 構内の既存施設 | ○ 利用できない　● 利用できる(　○ 有償　● 無償) |
| ● 工事用電力 | 構内の既存施設 | ● 利用できない　○ 利用できる(　○ 有償　○ 無償) |
| ● 監督職員事務所 | ● 設ける | ○ 設けない |
| ● 工事用仮設物 | 構内につくることが | ● できる　○ できない |
| ● 官公署等への手続 | 工事に必要な官公署への手続きは受注者が代行し、速やかに行う。 | |
| ● 足場その他 | ○ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。<br>(　○ 機械設備工事　○ 建築工事　で設置する。)<br>● 本工事で設置する。<br>「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。<br>● 内部足場等(○　種　○　種)<br>○ 外部足場等(○　種　○　種) | |
| ● 工事写真 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領(令和3年版)」による。 | |
| ● CADデータ | 設計図CADデータ　：　● 貸与する　○ 貸与しない<br>著作権　：　●　○ (　　)<br>貸与するCADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。 | |
| ● 電子納品 | 1　本工事は、電子納品の対象工事である。<br>電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。<br>2　電子データ等の提出については担当職員と協議による。<br>3　本工事では、設計図CADデータを貸与(　する　・　しない　)。<br>設計図CADデータを貸与する場合の著作者は(　　発注者　　)であり、<br>貸与するCADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。<br>4　「要領」に記載のない資料及び「紙」により提出する資料の扱い、または、電子データにより提出する資料のデータ形式等については、事前に監督職員と十分に協議のうえで決定すること。<br>5　電子成果品の提出の際には、「電子成果品作成支援・検査システム」等によりチェックを行い、エラーのないことを確認し、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。<br>6　「要領」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。 | |

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|
| ● 一般事項 | ● 完成時の提出図書等 | 工事完成時の提出図書等は以下のものとする。<br>提出図書等 / 仕様 / 部数<br>● 完成図面 / ● 図面(A3版)見開き製本　● 図面(A1版)見開き製本 / サイズ ● A3版 ● A1版 / ● 3部 ● 2部<br>● 工事関係図書 / 本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの / ● 1部 ○ 部<br>● 完成写真 / ● フォトブック　○ キャビネ判 / 撮影箇所 監督職員の指示よる / 外部●6箇所 内部●20箇所 / ● 3部 ○ 部<br>● 保全に関する資料 / − / ● 2部 ○ 部<br>● 電子成果品 / 電子納品による / ● 1部 ○ 部 |
| | ● 引渡しを要するもの | ●　なし　○　あり(　　)<br>特別管理産業廃棄物　○ なし　○ あり(PCB使用機器:　　)<br>PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 |
| | ● 建設副産物の処理等 | 1 共通事項<br>1)「建設リサイクル推進計画2020」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」により登録・作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。<br>また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を入力システムにより作成し、その電子データと出力した様式を各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。<br>◎作成対象工事<br>請負金額１００万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。<br>2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け同申請書を１部提出すること。<br>建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約書を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。<br>建設副産物の処理完了後速やかに、別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、2部提出するとともに、実際に要した処理費等(受入伝票、写真等)を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。<br>建設副産物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニュフェスト方式による場合は、複写式伝票の、D票(及び E票)の写しを提出すること。<br>また、電子マニフェスト方式による場合は、廃棄物処理法に基づき指定された団体が発行する当該工事の電子マニフェスト情報を収録した磁気媒体の提出または、建設廃棄物の引き渡し時運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷したもの(受渡確認伝票)を提出すること。<br>2 建設発生土<br>1)　指定(A)(工事間流用)の場合<br>本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。<br>ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　:<br>イ　土質及び処理量　第　種建設発生土　m3<br>ウ　搬出時期　年　月　～　年　月<br>なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。<br>2)　指定(A)(その他)の場合<br>建設発生土(　　m3)は、　地先に搬出するものとする。<br>なお、詳細については監督職員の指示によること。<br>3)　指定(B)の場合<br>建設発生土(　　m3)は、片道運搬処理　　kmに搬出するものとする。<br>3 路盤廃材<br>本工事により発生する<br>路盤廃材(　　t)は　地先、片道運搬処理　　kmの<br>(※ 中間処理場　・　最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。<br>4 建設廃棄物<br>本工事により発生する<br>1)アスコン塊(　　t)は　地先、片道運搬処理　　kmの<br>(※ 中間処理場　・　最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。<br>2)コンクリート塊(　　t)は　地先、片道運搬処理　　kmの<br>(※ 中間処理場　・　最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。<br>3)建設発生木材(　　t)は　地先、片道運搬処理　　kmの<br>(※ 中間処理場　・　最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。<br>4)建設汚泥(　　t)は　地先、片道運搬処理　　kmの<br>(※ 中間処理場　・　最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。<br>5) 金属くず(　　)は　地先、片道運搬処理　　kmの<br>(※ 中間処理場　・　最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。<br>6)混合廃棄物 ( 22.9m3 )は　千葉県佐倉市大作2-2-1　地先、片道運搬処理 38.1 kmの<br>(※ 中間処理場　・　最終処分場) 佐倉環境センター　に運搬し、処理するものとする。<br>7)ランプ類 ( 100kg )は 千葉県佐倉市大作2-2-1　地先、片道運搬処理 38.1 kmの<br>(※ 中間処理場　・　最終処分場) 佐倉環境センター　に運搬し、処理するものとする。<br>なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。<br>工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員にと協議するものとする。<br>留意事項<br>1 利用先の確保<br>建設発生土情報交換システム(JACIC)を活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間利用により利用先の確保に努める。<br>2 中間処理施設の選定<br>中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて、総合的に判断する必要がある。<br>また、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物情報交換システム(COBRIS-JACICシステム)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。<br>3 品質・安全性の確保<br>処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。<br>4 一時保管<br>利用先との工程調整のため一時保管する場合には廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。 |

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|
| ● 一般事項 | ○ 建設発生土の処理 | ○　埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。<br>○　構外指定場所(　　)へ搬出のうえ、盛土とする。 |
| | ● 環境への配慮 | 1.千葉県で定める「環境配慮物品調達方針」に基づき環境に配慮した物品を優先的に使用する。<br>2.「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の特定調達品目の判断基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和3年2月)による。<br>3.環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(「資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」)に留意すること。 |
| | ● 環境対策 | 建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。 |
| | ○ 化学物質の濃度測定 | ○　施工完了時に室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、報告すること。<br>○　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン<br>○　パラジクロロベンゼン（用途が学校の場合、上記項目に追加する。）<br>測定はパッシブ型採集機器により行う。<br>着工前の測定　○ 行わない　○ 行う<br>測定対象室　○ 図示　○ (　　)<br>測定個所数　○ 図示　○ (　　)<br>測定値が厚生労働省指針値を超えた場合は、換気後再測定し報告書を提出すること。 |
| | ● 保険 | 本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。<br>1)被保険者　発注者、受注者及びその全下請負人<br>2)保険金額　請負代金全額<br>3)保険期間　工事着手のときから工事引渡しまでの期間<br>なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。 |
| | ● 工事実績情報の登録 | 本工事の最終請負代金(消費税込)が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、工事実績データを作成する。<br>また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に(一財)日本建設情報総合センターに所定の手続により登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。<br>1)工事受注時　契約締結後10日以内<br>2)登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内<br>3)工事完成時　工事完成後10日以内 |
| | ● 工事現場管理 | 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。<br>1)不法・違反無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。 |
| | ● 過積載による違法運行の防止 | 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。<br>1)積載重量制限を超過して土砂を積み込ませないこと。<br>2)さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込ませないこと。<br>3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。<br>4)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。<br>5)建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。<br>6)以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。 |
| | ● 創意工夫等の実施 | 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の書式により提出することができる。 |
| | ● 安全対策 | 受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。<br>発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。 |
| | ● 他工事との取合い | 別表1による。 |
| | ○ 出来形検査 | ・出来形検査を実施する。　(　回数　回、　実施時期　令和　年度末　) |
| | ○ 出来形検査の指定対象工事 | ・出来形検査は、令和年８度末までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的な確認を行う。なお、検査日及び検査官氏名は別途通知する。 |
| | ○ 中間検査 | ○中間検査を実施する。<br>(回数　回、　実施時期　工事完了時)<br>中間検査の範囲<br>(　　) |
| | ○ 中間検査の対象工事 | 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事(以下、「調査対象工事」という)に該当した場合は、長生村建設工事検査要綱の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。<br>(1) 調査対象工事の中間検査の実施は、長生村建設工事検査要綱に関わらず原則として２ヶ月に１回、及び主要工種を考慮して施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。<br>なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。<br>(2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。 |
| | ○ 条件明示項目 | ○　施工可能期間<br>月　日～　月　日（期間中も行事等により、短期の施工不能日あり）<br>○　改修工事の部分使用<br>月　日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。<br>部分使用箇所（　　） |

株式会社　榎本建築設計事務所
千葉市中央区長洲2-8-5　〒 260-0854
TEL　043 (227) 9345
FAX　043 (225) 4178

一級建築士 第157891号　榎本雅夫 MASAO ENOMOTO
一級建築士 第228243号　風戸宏孝 HIROTAKA KAZATO
福井憲司 KENJI FUKUI

工事名称　長生村役場庁舎等照明設備改修工事

図面名称　電気設備特記仕様書（１）　A1／S=NS　A3／S=NS

電気設備図　図面番号　Ｅ－０１